

全国司法書士女性会FAX通信253号 (2012年5月号号外)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579-8036大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

「法務省内部通達」入手しました

気温の差が激しい日が続いております、くれぐれも体調管理にご留意下さい。

さて、法務局による懲戒処分の運用について本年4月25日付「事務連絡」が出されました。

滝まこと法務副大臣より文書を頂戴いたしましたので、FAX通信号外として送らせて頂きます。

尚、平成19年5月17日法務大臣訓令及び平成22年9月9日文書、さらに本年5月10日付 全国司法書士女性会からの「要望書」も併せて送信いたします。

平成24年5月10日

小川敏夫法務大臣 殿
滝 実副法務大臣 殿

全国司法書士女性会
会長 大城節子

要 望 書

平成19年5月17日第1081号法務大臣訓令について、平成22年9月9日法務省第二第2237号通知が出されたことにより、本人確認義務違反による懲戒処分¹の運用について、硬直的すぎる例が減少した。しかし、なお、除斥期間の創設は議論の途中である。弁護士²の除斥期間は3年としていることと比較しても、早急に運用において、懲戒制度の除斥期間の通達を求める必要性が高く、平成19年5月17日法務大臣訓令について、次の内容を加えることを求めます。

1. 懲戒事由があったときから3年を経過したときは懲戒の手続きを開始することができない。

住民基本台帳カードと住民サービス

理事 岡 田 史 枝

私は、住民基本台帳のカードをずっと使っていた。とても便利で重宝していた。印鑑証明書や住民票はほとんど土日に、市役所の交付機で取り、平日に庁舎に行っても窓口で交付を受けることはなく、ただ、私の住むO市の交付機で取るばかりであった。

依頼者にも、特に高齢で運転免許証を持っていない人には、写真つきはご本人の確認に使えて便利ですよ とお勧めをしている。

ここで、ひとつおおきな勘違いをしていた事に、最近気がついた。

「全国の市役所の証明書発行機で使えるもの」と思っていた。

この間違いに気づいたのは、ごく最近である。

2月、O市から手紙が来た。

「証明書自動交付機サービスの廃止について」と言うものである。

つまり、自動交付機が老朽化し機器のトラブルが発生したこと、利用率が低いため、新しい交付機を設置することが不可能であること、という内容だった。

そして、大きな勘違いであるが、O市の交付機でしかもともと発行できないシステムであったのだ。

そこで、印鑑登録証へ切り替えるか、切り替えないかの選択をしなければならない。切り替えない場合は、印鑑証明書の交付は、本人に限られ、暗証番号を書くなり告げてから（どっちだろう？）発行してもらえるが、暗証番号を忘れたら、再設定をするとの事である。

また、来庁出来ない場合の電話予約による土日交付も出来ない。

もともと、住民基本台帳カードの制度については、個人情報保護の観点から賛否両論があったが、登記のオンライン化に向けては、欠かせないアイテムのひとつとして、賛成をしていた。

いずれ、成年後見登記の事項証明書のように、事務所や自宅のパソコンから住民基本台帳のカードを使って申請すれば、印鑑証明書や住民票が郵送される日が来るといいな と楽しみにしていたこともあった。

また、共働き家族や外国人労働者が多い近隣のI町では、町内にあるコンビニエンスストアの交付機で印鑑証明書、住民票、戸籍謄本、外国人登録済証明書、所得証明書、非課税証明書の発行ができる。

しかし、O市のように自動交付機がなくなり、印鑑登録証のカードに切り替えることになるのと、現在の半ライン申請が完全オンライン申請になるのには、何歩も後退したような感がある。市や町に、自動交付機での発行の義務があるわけではないが、住民サービスに大きな差があることには違いがない。

私は、というと切り替えをしないまま今日に至っている。どうなっていくのだろう。住民基本台帳カードは・・・。

くどいようですが、紙面の都合で住民サービスについて感想を述べさせていただきました（史）



機密性 2 完全性 1 可用性 1

事務連絡

平成24年4月25日

法務局民事行政部総務課長 殿
地方法務局総務課長 殿

法務省民事局民事第二課 土手補佐官

司法書士等又は土地家屋調査士等に対する懲戒処分関係事務について

司法書士若しくは司法書士法人又は土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人に対する懲戒処分については、司法書士等に対する懲戒処分に関する訓令（平成19年法務省民二訓第1081号法務大臣訓令）及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令（平成19年法務省民二訓第1082号法務大臣訓令）（以下「各訓令」という。）により、その基準等が定められ、「司法書士等及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分の運用について」（平成22年9月9日付け法務省民二第2237号民事局民事第二課長通知。以下「平成22年通知」という。）により、各訓令の第4条の規定による情状等による加重及び軽減等を行う際の考慮要素等が示されているところです。

平成22年通知は、具体的事案における情状等を考慮せずに各訓令の別表をそのまま適用するなど、懲戒処分の運用が硬直的な事案が見受けられたことから、具体的な事案の個別事情を十分に踏まえた柔軟な懲戒処分の運用をするように、その考慮要素等を例示する等したものですので、標記の事務を行うに当たっては、再度、下記の点を確認願います。

記

- 1 各訓令の別表において懲戒処分の量定が2年以内の業務の停止又は業務の禁止となっている違反行為について、平成22年通知の記1から3までに掲げた考慮要素を総合的に勘案すれば、量定を軽減すべき特段の情状が認められる場合には、各訓令の第4条第2項の規定により、戒告にすることができること。
- 2 1の場合において、戒告にするのではなく、そもそも、懲戒処分を行わないことが相当であると考えられるときは、各訓令の第4条第3項の規定により、懲戒処分を行わないこととすることができること。

法務省民二第2237号

平成22年9月9日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

司法書士等及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分の運用について（通知）

司法書士等及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分については、平成19年法務省民二訓第1081号及び第1082号（以下「訓令」という。）の別表を標準として行うものとする（訓令第3条）が、具体的事案における情状等により加重及び軽減等を行うことができるものとしています（訓令第4条）。

ところが、具体的事案における情状等を考慮せずに訓令の別表をそのまま適用するなど、懲戒処分の運用が硬直的な事案も見受けられますので、懲戒処分を行うに当たっては、具体的事案の個別事情を十分に踏まえた柔軟な運用をする必要があります。

については、訓令第4条の情状等による加重及び軽減等を行う際には、例えば、下記の点を考慮要素とするのが適切と考えます。

なお、懲戒処分を行うに当たっては、客観的資料等により認定することができる事実を処分の対象となる事実とし、懲戒処分書においては、その事実及びどのような情状を加味して量定がされたのかを明らかにすべきことは当然のことですので、この点についても留意願います。

記

- 1 当該非違行為による関係者及び社会に与える影響の大きさ（例えば、当該非違行為が原因で関係者に経済的な損失が生じたか否か、生じた場合はその多寡）
- 2 当該非違行為の動機及び態様の悪質性（例えば、当該非違行為が反復継続されてきたものか、一回限りのものか）
- 3 被処分者が非違行為の調査に当たって自らの行為を申告する等調査に協力したかどうか

法務省民二訓第1081号

法 務 局 長
地 方 法 務 局 長

司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条又は第48条の規定に基づき司法書士又は司法書士法人に対する懲戒処分に関する訓令を次のとおり定める。

平成19年5月17日

法務大臣 長 勢 甚 遠

司法書士等に対する懲戒処分に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、司法書士法第47条又は第48条の規定に基づき司法書士又は司法書士法人（以下「司法書士等」という。）に対する懲戒処分を行う場合の基準及び同法第51条の規定による公告をする場合における懲戒処分の公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（懲戒処分の公正かつ適正な実施）

第2条 法務局又は地方法務局長は、この訓令の定めるところにより、司法書士等の懲戒処分を公正かつ適正に行わなければならない。

（懲戒処分の基準）

第3条 司法書士等が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当するときは、同表の懲戒処分量定の欄に掲げる処分を標準として、懲戒処分を行うものとする。ただし、司法書士法人に対して懲戒処分をする場合には、次のとおりとする。

一 主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長が懲戒処分を行う場合においては、別表の懲戒処分量定の欄中「2年以内の業務の停止」とあるのは「2年以内の業務の全部又は一部の停止」と、「業務の禁止」とあるのは「解散」と読み替えるものとする。

二 従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長が懲戒処分を行う場合においては、別表の懲戒処分量定の欄中「2年以内の業務の停止」又は「業務の禁止」とあるのは「当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該従たる事務所についての2年以内の業務の全部又は一部

の停止」と読み替えるものとする。

(情状等による加重及び軽減等)

第4条 前条の規定により懲戒処分を行う場合において、司法書士等が行った行為の態様が極めて悪質であること、その行為の件数が多数であること等の相当の事由があるときは、同条の規定において行うものとされる懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

2 前条の規定により懲戒処分を行う場合において、司法書士等に特段の情状が認められるときは、同条の規定において行うものとされる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うことができる。

3 司法書士等が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当する場合において、当該違反行為の態様その他すべての事情を勘案し懲戒処分を行わないことが相当であると認められるとき（原則として同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分に戒告が含まれているときに限る。）は、懲戒処分を行わないことができる。

(別表に掲げられていない違反行為の量定)

第5条 司法書士等が行った行為が司法書士法又は同法に基づく命令に違反する場合であって、別表の違反行為の欄に掲げるもののいずれにも該当しないときは、同欄に掲げる違反行為のうち当該行為に類似するものに準じて当該行為に対する懲戒処分を行うものとする。

(公表)

第6条 法務局又は地方法務局の長は、司法書士法第51条の規定に基づく公告をする場合には、司法書士等の個々の懲戒処分について、懲戒処分を受けた者の氏名又は名称、所属する司法書士会の名称、登録番号、事務所の所在地並びに処分の年月日、処分の量定及び処分の対象となった違反行為を公表するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

別表（第3条，第4条，第5条関係）

違 反 行 為	懲戒処分の量定
公文書偽造又は私文書偽造	刑法（明治40年法律第45号）第155条 又は第159条の規定に該当するもの
名義貸し又は他人による業務の取扱い	自己の名義において，他人に業務を行わせたもの
職務上請求用紙の不正使用等	戸籍謄本等職務上請求用紙を目的以外に不正に使用したもの及び戸籍謄本等職務上請求用紙を用いて取得した戸籍謄本等を目的以外に不正に使用したもの
業務停止期間中の業務行為	業務停止期間中に業務を行ったもの
報酬の不正受領	受託した事件を正当な事由なく履行せず報酬を受領するなど報酬を不正に受領したもの
登記申請意思確認義務違反又は本人確認義務違反	登記申請人の申請意思確認又は本人確認を怠ったもの
不当誘致行為	不当な手段を用いて業務の誘致を行ったもの
補助者の監督責任又は未登録補助者の使用	補助者の監督責任を問われたもの又は業務を行うに当たり未登録の補助者を使用したもの
受託事件の放置	受託した事件を正当な事由なく履行しないもの
受任拒否	正当な事由なく依頼された事件の受託を拒否したもの（簡裁訴訟代理等関係業務及び民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）
会則違反	司法書士会の会則に違反したもの
業務外行為	業務外の違反行為で刑事罰の対象となる行為に該当するもの
2年以内の業務の停止 又は 業務の禁止	2年以内の業務の停止
	戒告 又は 2年以内の業務の停止
	戒告
	戒告，2年以内の業務の停止又は業務の禁止